

1. 政策名

マネー・ローンダリング対策の強化

2. 政策の目標

(目標)

当庁提供の情報を端緒にして、法執行当局において刑事事件の捜査又は犯則事件の調査が始まることを目標に、

金融機関から、より質の高い届出情報が届け出られるように金融機関に働きかけていく。

法執行当局による提供情報の活用促進を図るため、法執行当局との連絡を強化する。

また、国際的なマネー・ローンダリングの監視体制を強化することを目標に国際的な連携を強化する。

(業績指標)

各業界との意見交換会の開催状況

法執行当局との意見交換会の開催状況

外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

(説明)

マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、犯罪で得た収益(犯罪収益)を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすることです。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大のために使われたり、事業活動に使われて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすおそれがあることから、マネー・ローンダリングを防止する必要があります。

マネー・ローンダリング対策の一つとして、金融機関等に対し犯罪収益やマネー・ローンダリングに関係すると疑われる取引の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」があります。我が国においても、この制度に基づき、金融機関等から金融庁に届出が行われ、金融庁はこれらの情報を整理・分析して、刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断した場合には、捜査機関等に情報を提供しています。

また、マネー・ローンダリングは、規制の強い国を避け、規制の緩い国で行われる傾向があることから、国際的な取り組みが必要であると考えられています。

このようなことから、金融庁では、金融機関等に対しより質の高い情報の届出を求め

るとともに、捜査機関等法執行当局との連絡を強化し、さらにマネー・ローンダリング対策における国際的な連携を強化することとしています。

3．現状分析及び外部要因

我が国では、平成4年に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正取引を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」により金融機関等に薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出を義務付けましたが、平成12年2月には「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(組織的犯罪処罰法)が施行され、疑わしい取引の届出の対象が従来の薬物犯罪収益に係る取引から200を超える重大犯罪の収益に係る取引にまで拡大されました。

また、マネー・ローンダリングに関する情報の受理、分析及び捜査機関等への提供を行う政府機関は、国際的にはFIU(Financial Intelligence Unit)と呼ばれていますが、組織的犯罪処罰法施行に伴い、日本版FIUとして金融庁に特定金融情報室が設置されました。

その後、金融庁においては、金融機関等が疑わしい取引か否かを判断する際に参考となる疑わしい取引の参考事例を改訂して公表し、さらに金融機関への説明会を行うなど金融機関等への広報、啓蒙活動を行ったところ、組織的犯罪処罰法が施行されて以降、疑わしい取引の届出は大幅に増加し、年間(各年1月から12月まで)の届出件数は、平成10年まで年間10件程度であったものが、平成12年には7,242件、平成13年には12,372件に達しました。

なお、金融庁は、平成13年に金融機関等から届け出られた12,372件の届出のうちの6,752件の届出に含まれる情報を捜査機関等に提供しており、これらの情報は捜査機関等において活用されています。

マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、FATF(金融活動作業部会)、APG(アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ)などの政府間機関やフォーラムがあり、金融庁も、これらの主要な会議に参加しています。また、組織的犯罪処罰法の施行により、金融庁と外国FIUとの間で疑わしい取引に関する情報の交換ができることになりましたので、金融庁は、疑わしい取引に関する情報の交換を円滑に行うための枠組みについて主要国のFIUとの間で協議を行っています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

各業界との意見交換会の開催状況

金融機関等からより質の高い情報の届出が行われることを目的に、平成 14 年 3 月から 4 月にかけて、全国各地において、金融機関を対象に「疑わしい取引の届出の研修会」を実施し、疑わしい取引の発見の端緒や改訂をした参考事例の説明を行ったほか、随時、金融機関等と意見交換を行いました。

法執行当局との意見交換会の開催状況

捜査機関等の法執行当局に対してより有益な情報を提供して提供情報の活用促進を図ることを目的に、平成 14 年 5 月、「疑わしい取引の届出制度関係機関協議会」（法執行当局との意見交換会）を開催して意見交換を行ったほか、随時、法執行当局と意見交換を行いました。

外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

国際的なマネー・ロンダリング監視体制を強化するため、F A T F における 40 の勧告（F A T F が策定したマネー・ロンダリング対策の国際的な基本的枠組み）の実施状況の監視や 40 の勧告の改訂作業等に積極的に関与するとともに、A P G におけるアジア・太平洋地域のマネー・ロンダリング対策の強化の議論に参加しました。

また、外国 F I U との情報交換を円滑に行うために、外国 F I U と情報交換の枠組みについて協議を行いました。

(2) 評価

金融機関を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を各地で実施することにより、疑わしい取引の発見についての金融機関の意識向上に努めたこともあり、金融機関からの届出件数も増加しており、また、情報の質も一定の向上が見られるところです。また、より有効な情報提供を行うために捜査機関等の法執行当局と有意義な意見交換を行いました。

さらに、国際会議における議論に積極的に参加するなどし、外国の機関と連携して国際的なマネー・ロンダリング監視体制の強化に貢献しました。

このように 13 事務年度に行った各施策は、マネー・ロンダリング対策の強化に貢献しているものと考えます。

5. 今後の課題

- (1) 疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、より質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように意見交換会及び研修会等を通じて積極的な意見交換をしていく必要があると考えます。
- (2) また、このような大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等がどのような情報が捜査に役立つと考えているのかを知る必要がありますので、捜査機関等法執行当局との意見交換を積極的に行っていかなければなりません。このため、14年度に引き続き、15年度予算において、マネー・ローンダリングシステムの維持、開発経費等の予算要求を行ったところであります。
- (3) さらに、マネー・ローンダリング対策は国際的にも重要な課題であり、我が国も諸外国と協調して取り組む必要があります。そのため、今後も FATF 等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国 FIU との情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向け成果が上がっており、今後も金融機関等からより質の高い情報を得て、犯罪捜査に有益な情報をより多く捜査機関等に提供するため、引き続きこれまでの取組みを進めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策把握方法〕

政策効果は、金融機関等との意見交換会の開催状況、法執行当局との意見交換会の

開催状況、外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・各業界との意見交換会の開催状況
- ・法執行当局との意見交換会の開催状況
- ・外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

9 . 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室